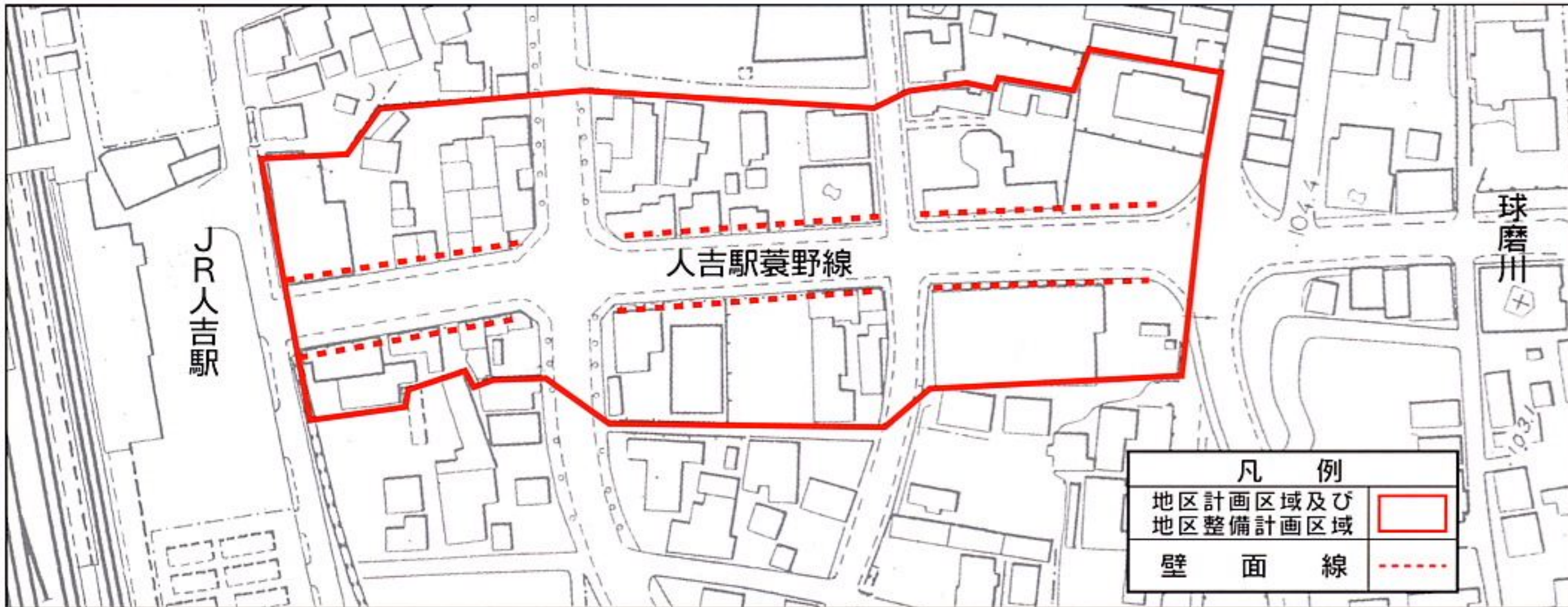


4

計画区域



縮尺 1 : 2500

5-1

建築物の形態又は意匠の制限について

※建築物の屋根及び外壁等は、商店街としての美観を損うような色彩又は装飾を用いてはならないことになっておりますので、以下の点についても注意しましょう。

- 街なみの統一感を創出するため、屋根部分のデザインを傾斜屋根として、材料は瓦ないしそれに近い物、又はスレート材とする。
- 傾斜屋根の向きについては、所有地の面積や建物のデザイン等々によって異なるが、努めて建物の妻側を、都市計画道路人吉駅蓑野線側に向けて建設する。ただし、デザインによっては片勾配の屋根も建築できるものとする。
- 建築物の軒、庇及び出窓等の突出する部分は、計画図に示す壁面線を越えて設置してはならない。ただし、壁面線に面する1階部分を店舗として利用する場合の店舗部分にかかる庇及び日よけは、地盤面からの高さが3.0m以上で、しかも突出距離が1m以内のものとする。
- 計画図に示す壁面線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、地元街づくり委員会で定めた「街なみ」に相応しいものとする。ただし、街なみとの調和を十分に配慮したものとする。
- 計画図に示す壁面線に面する店舗等の1階部分のシャッターについては、ショーケースやショーウィンドーを眺めることのできるシールドシャッターなどの透過可能なものとし、閉店後も街の賑わいを喪失させないようなものとする。
- 屋外広告物の中で、建物への巻看板等、著しく街なみの景観を損うような看板は設置してならない。